

令和5年度県建設工事入札参加資格審査申請について

鹿児島県土木部監理課

令和5年4月1日から令和7年3月31日（予定）まで（2年間）を有効とする県の建設工事入札参加資格審査の申請を下記により受け付けます。

記

1 資格要件

建設工事入札参加資格審査を申請される方は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団
 - イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (4) 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に迎えた事業年度の決算日（以下「審査基準日」という。）を基準日とする建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であること。
 - ※ 令和3年4月1日から申請日までの間に企業合併、事業譲渡等を行った場合、若しくは会社更生法又は民事再生法による更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けた場合には、審査基準日が上記と異なる場合がありますのでお問い合わせください。
- (5) 資格審査を申請する建設工事について、審査基準日から直前2年間に工事実績を有する者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない事業主であること
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

2 受付期間

令和4年8月1日（月） ～ 同年10月21日（金）
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

3 受付会場及び受付日時

県公報又は県ホームページ等で御確認ください。

【県ホームページの掲載箇所】

「トップページ」→「社会基盤」→「土地・建設業」→「入札参加資格・契約等」
→「令和5年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請受付について」

- 注1 現在、鹿児島県の建設工事入札参加資格を有している方には、7月中にハガキで指定の受付日時、会場を通知します。
- 注2 指定日に都合が悪くなった場合または申請をしない場合は、必ず事前に監理課へご連絡ください。
- 注3 指定日に申請ができなかった方については、他の会場でも受け付けますが、受付を希望する会場及び日時を必ず事前に監理課へご連絡ください。
- 注4 何らかの事情でハガキが届かない等指定日が分からない場合は、監理課までお問い合わせください。
- 注5 新規に申請する方は、受付を希望する会場及び日時を必ず事前に監理課へご連絡ください。
※ 屋久島会場については新規申請の受付時間を設定しておりませんので、新規に申請する方は個別に監理課へご連絡ください。

4 申請方法

指定の「建設工事入札参加資格審査申請書」等を会場に直接持参して審査を受けてください。

なお、新型コロナウイルスの影響等により対面による審査が困難となる場合は、県ホームページ等でお知らせします。

(注意等)

原本確認について

原本確認が必要な書類がある場合、最寄りの地域振興局等で原本確認を済ませてから郵送してください。

前回申請時の申請人副本について

今回の審査から、前回申請時の申請人副本を持参してください。

5 申請書の入手方法

(1) 県ホームページから印刷する場合

鹿児島県のホームページから申請書をダウンロード（印刷）できます。

「トップページ」→「社会基盤」→「土地・建設業」→「入札参加資格・契約等」

(2) 購入する場合

一般社団法人 鹿児島県建設業協会

本 部 〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10

☎099-257-9211

6 問合せ先

鹿児島県土木部監理課建設業許可係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

☎ 099-286-3490（直通）